

「芳山小学校いじめ防止基本方針」

1 『芳山小学校いじめ防止基本方針』策定の目的

- 「いじめ防止対策推進法（第13条）」及び郡山市いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校の実態に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針並びにいじめ防止及び早期発見と対応に向けた取組等を定め、「いじめは許されない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくりを形成する。
- 「いじめ防止対策推進法（第3条：基本理念）」における「いじめ」への対策の意義について十分に理解し、「いじめの絶無・いじめによる心身に及ぼす影響の理解・生命及び心身を保護すること」を中核にした「いじめ対策」に常時取組まれるような校内体制の強化と改善に努める。
- さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取り組みを、定期的にふり返り、改善を加えていくようにする。

2 「いじめの定義」について

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日）

3 方針

- 「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対処等の包括的な取組方針や指導内容のプログラム化を図る。
- 「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図る取組や対処方法を年間計画により具体的に設定し、PDCAサイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。

【基本的な考え方】

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に「児童の自他を尊重する心」や「自己有用感」を醸成していくことを大切にする。

4 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

(1) 「いじめの未然防止」のための取り組み

- 「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全児童に対して適宜指導と支援を実施する。特に、「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり（学級づくり）」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取組みの推進」等を十分に理解しながら、いじめの未然防止への取り組みみに努める。

① 教職員による具体的な取り組み

- 校内研修の確立と職員会議等による情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
- 校外研修への積極的参加
- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- 児童への薫陶の時間と場の設定
- いじめのサインの共通理解
- 日常的な「分かる授業」の実践
- 教員による自身の指導のふり返り

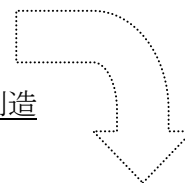
□ 教員研修について

- ・ 学年、学級経営・ソーシャルスキル・特別活動
- ・ 道徳他

□ 児童への指導

- ・ ソーシャルスキル
- ・ 交流活動
- ・ 学習指導（校内研究）他

- 学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- 児童理解による教育活動の精選、めあての確立
- 社会体験等の体験活動の推進と充実
- 相互の授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会の創造
- 異学年、異世代との交流の推進他



② 児童に培いたい力の育成に向けた具体的な取り組み

【具体的な取り組み】①

- ・ 一人一人の活躍の場の設定（学級経営の充実）
- ・ 付きたい力を明らかにした「分かる授業」実践
- ・ 学習や行動をふり返る時間の設定
- ・ 地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・ 読書活動の推進
- ・ 児童一人一人に対する理解の推進
- ・ 学習における交流の場の設定
- ・ 児童に対する適切なめあての設定

【具体的な取り組み】②

- ・ 児童の成果への即時かつ具体的評価（コメントやことばがけ等）
- ・ 児童の個性を認め合う場の設定
- ・ ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成
- ・ 成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識、善悪の判断力等の育成等

<児童に培いたい力>

- 自尊感情と自己有用感
- 規律を守った学校生活
- 美しいものを美しいと言える素直な心
- みずみずしい感性
- 他者とのちがいを正しく認識できる力
- 他者のよいところを理解し、認め合える力
- 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操

- 未知なるものに進んでチャレンジする力
- 失敗しても何度も粘り強く取り組む力
- 試行錯誤をくり返すことができる力
- 他者とのコミュニケーションを図る力
- 規範意識、正しいことが分かる善悪判断力
- ストレスに適切に対処できる力

③ 児童の主体的な取り組み

- 運営委員会を中心として、「いじめ防止強化月間」等を設定して活動したり、異年齢による縦割り班「かおりの班」活動を充実させたりする。
- 高学年を中心に、道徳の時間や特別活動を活用して、いじめ防止活動を計画し積極的に参加する。

(2) 早期発見に向けた取り組みについて

- 児童の様相や態度等の変化を日頃からアンテナを高くしながら、教職員による情報交換及び共有することに努め、注意深く児童間の対応を十分に考慮する。また、早期発見の具体策としては、定期的なアンケート調査や教育相談、チェックシートの活用、保健室・相談室の利用、生活ノートや日記等による実態の把握、個人面談や家庭訪問による機会や場を十分に確保して対応する。

① 早期発見への具体的な取り組み

- いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - ・ いじめ防止への対応に係る考え方と具体的対応策の理解
 - ・ いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- いじめと悩みに係るアンケート調査
 - ・ 年3回のいじめ発見のための「いじめ・困りごと調べ(別紙1)」調査とその対応
 - ※ 「いじめ・困りごと調べ」の内容等は、必要に応じて生徒指導部会で検討する。
 - なお、詳細は、生徒指導部による「いじめ防止・早期発見の取り組みについて」による。
 - ・ 教職員の取り組みへの評価と改善を各学期ごとに実施

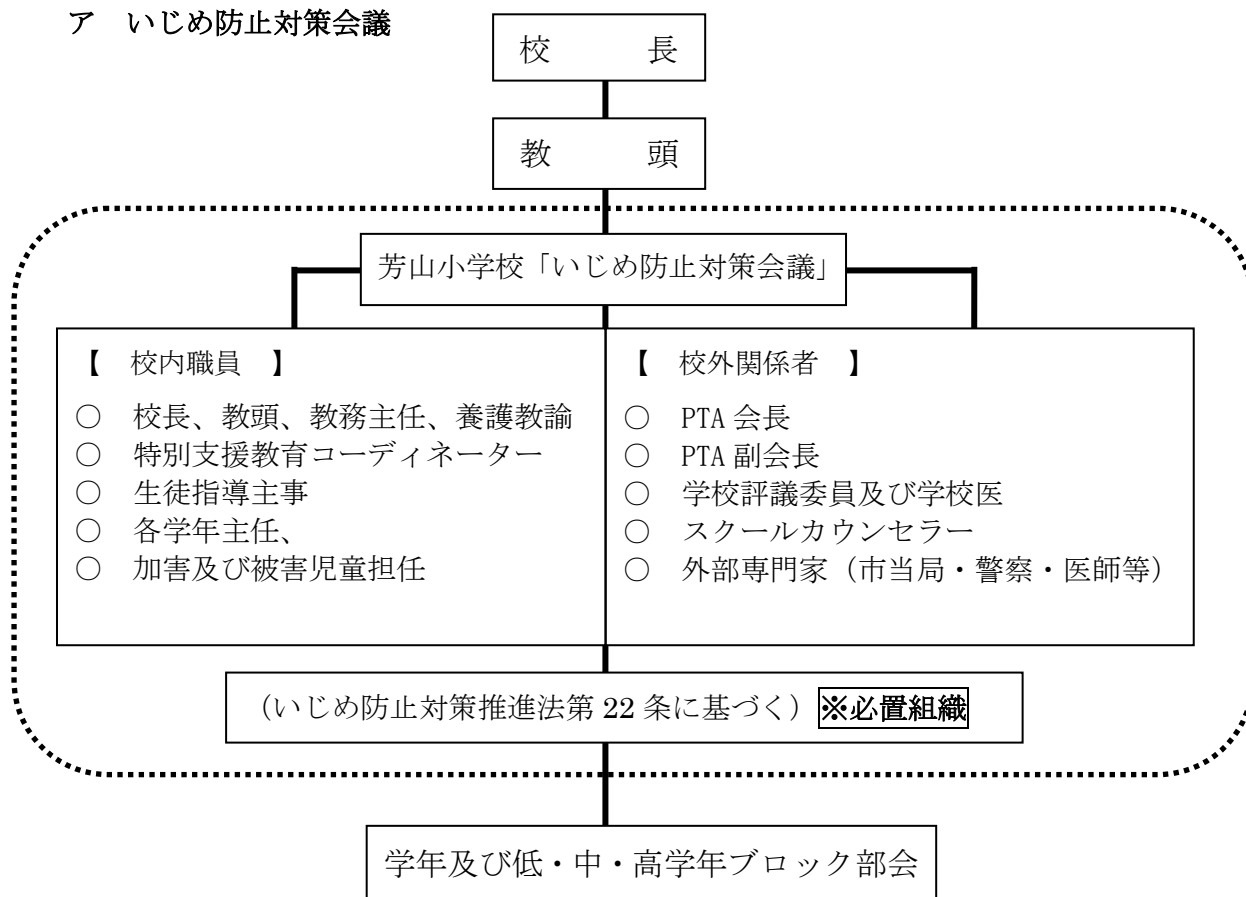
- 日々の子どもたちの見とり情報交換
 - ・ 授業中の様子や生活の様子の観察による子どもたちの思いと願いの把握
 - ・ 一日の始まりと終わりの会の充実
 - ・ 日々の授業の充実
 - ・ 自己有用感と自尊感情の醸成

【学校におけるいじめのサインの例】 <指導の指針より>

- 急な体調不良
- 遅刻や早退の増加
- 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- 学用品、教科書、体育着等の紛失
- 学用品の破損、落書き
- 授業への遅参
- 保健室への来室の増加
- 日頃交流のない児童との行動
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- 多数児童からの執拗な質問や反駁
- 凶工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- 業間や休み時間の単独行動
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避・逃避
- 特定児童の持ち物が無くなる等

② 早期発見に係る組織

ア いじめ防止対策会議



※ 当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取り組みを行う。

【いじめ防止対策会議の具体的な取り組み】

- 本校のいじめ防止基本方針の策定
- いじめ防止基本方針の見直し・改善
- いじめに係る情報収集
- いじめ発見時の緊急対応会議に向けた報告の準備
- いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- 校内研修の企画・運営
- いじめ発生に係る全職員への情報提供
- いじめ発見時の緊急対応会議への引き継ぎ

イ 留意すべきこと

教職員間の情報交換

- ・ 特に学年間の情報交換を重視
- ・ 職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換
- ・ 保健室やスクールカウンセラーからの情報提供とその共有
- ・ 児童からの情報の活用

教育相談体制を整える

- ・ 心配される児童への定期的な相談の実施
- ・ スクールカウンセラーによる相談体制の確立と教頭や担当者への報告、連絡、相談の徹底

特別支援教育コーディネーターの役割

- ・ 児童の実態把握と適切な支援への助言
- ・ 支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- ・ 教頭、教務を窓口として、いじめの通報や情報に対応
- ・ 全教職員への報告と周知

③ 家庭や地域との連携

【家庭や地域との連携のポイント】

- ホームページ等で本校いじめ防止基本方針の周知を行う。
- 適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
- 交通安全ボランティアや外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を行う。

ア 家庭との連携

- ・ 学校だよりや学年だより、学級だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・ いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校だより等で）

【家庭でのいじめのサイン例】 <指導の指針より>

- 登校しぶり
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情の起伏の顕著化
- 教師や友だちへの批判増加
- 隠し事の発覚
- 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い
- 長時間の長電話や過度の丁寧な対応
- 衣服の不必要な汚れ
- 体への傷やいたずらの痕跡
- 保護者来校の拒絶
- 過度なネットへの対応
- 他

イ 地域との連携

- ・ 学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・ 登下校時の児童の実態の情報交換

【地域で見られるいじめのサイン例】 <指導の指針より>

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。 ●故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

5 いじめに対する具体的な措置～早期かつ即時対応&組織的対応～

発見・通報を受けた場合は、速やかに組織を活用し被害児童を守り通すとともに毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

【独自の判断は禁物！素早く対応】

×「悪ふざけだろ。」「単なるけんかだろう。」「様子を見よう。」「…の考えはだめ。」

- ① 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- ② 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ③ 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ④ 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

【発見・通報からの具体的な対応について】

(1) 素早い事実確認

- 児童や保護者の訴えを真摯に聴き、児童の安全を確保
- ケース会議、いじめ根絶に向けた情報共有と関係児童の事情聴取及び担任・学年会等での話し合い等による情報交換
- 事実確認の結果と校長による設置者への連絡と被害・加害保護者への連絡

① 速やかな報告の徹底

- ・ 担任、現状の目撃者等の情報受信者→担任、学年主任等→教頭・教務→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・ 情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書(別紙2)」を作成し、教頭へ提出する。
- ・ 教頭により、第1時緊急対応会議を召集し、報告書の内容を周知する。

<報告書の内容>

- 日時 ○ 場所 ○ 被害児童 ○ 加害児童 ○ 内容・状況 ○ 情報受信者

(2) 組織的対応について

《いじめられた児童・保護者への対応》

- 児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」（個人情報の取扱・プライバシーへの留意）
- 家庭訪問の実施：保護者への事実関係の提示
- アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供
- いじめられた児童への寄り添える体制づくり
- 外部専門家への協力依頼と実践（心理・福祉の専門家・教員OB・警察官OB等）

《いじめた児童・保護者への対応》

- 児童への事実関係の聴取：「担任・生徒指導主事」
- いじめ確定の場合は、複数教員で専門家・OBの協力を得て組織的に止めさせ再発防止措置をとる。
- 事実関係確認後、保護者理解や納得を得て協力を求め、保護者への継続的な助言をする。
- いじめの背景に配慮し当該児童の人格形成を図る。
- 当該児童を一定の配慮の下、特別指導計画での指導の実施（個人情報の取扱・プライバシーの配慮）
- いじめた児童の別室指導の展開
 - ・ 出席停止の実施、警察との連携
 - ・ 学校教育法第11条による「懲戒」の適用判断
 - ※（教育的な配慮と判断が必要である）

《いじめが起きた集団への働きかけ》

- 学級全体での話し合いによるいじめ根絶の態度の育成
- 加害、被害の両児童と他児童との関連でよりよい集団や人間関係に修復する活動の展開

[事実確認のための対応 ■ 解決に向けた対応]

① いじめ発見時の緊急対応会議：当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

〔構成人員〕

- 校長 教頭 教務 生徒指導主事 担任 学年主任
 養護教諭 特別支援教育コーディネーター

〔活用資料〕

- いじめ発見報告書 被害・加害児童の家庭環境調査票

〔会議内容〕

- ① 事実確認のための必要事項→【いじめに係る事実確認用紙】を活用
- ・ いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
 - ・ いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
 - ・ 被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
 - ・ 本件について家庭が知っていること
 - ・ 教職員や周辺児童が知っていること
 - ・ これまでの問題行動等
- ② 事実確認の計画
- ・ 事実確認のための役割分担
 - ・ 被害児童への聞き取り・加害児童への聞き取り
 - ・ 周辺児童への聞き取り・該当児童保護者への連絡

事実確認の実施→【いじめ発見時の緊急対応会議における聞き取り票】

※ 校長→教頭・教務→全職員のルートで確認事実を周知する。

〔被害児童への聞き取り〕

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
 いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

〔加害児童への聞き取り〕

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
 いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
 「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

〔周辺児童への聞き取り〕

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

〔被害児保護者、加害児保護者に対して〕

- 保護者とは直に会って面談を行う。
 保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。
 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

② いじめの解決に向けた緊急対応会議：具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

【指導方針及び指導体制の決定】

- いじめ発見時の緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
 - ・ 被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
- 実際の対応→【聞き取りよう記録用紙に記録】
 - ① 被害児童への対応班→学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー全教員で分担する。
 - ② 加害児童への対応班 →学年、担任、生徒指導主事（スクールカウンセラー）
 - ③ 周辺児童への対応班 →学年、教務（教頭）、全部の班でいじめ解消を確認するまで
 - ④ 該当児童保護者への対応を継続する。 →教頭(教務)、学年主任（担任）

＜被害児童対応班の配慮すべき事項＞

- つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- 自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める。

＜加害児童対応班の配慮すべき事項＞

- 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解を持って聞き取りする。
- いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

＜周辺児童対応班の配慮すべき事項＞

- いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
- いじめを発見した場合の具体的や通報の仕方について再度確認する。
- いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

＜被害児童保護者対応班の配慮すべき事項＞

- 確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- 学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。

＜加害児童保護者担当班の配慮すべき事項＞

- 確認した事実関係を正確に伝える。
- 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- 謝罪について相談の上、確認する。

- ◎ 全て、時系列で、記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。
- ◎ 完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

【ネットいじめへの対応】

- ネット上の不適切な書き込み（名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）には即座にプロバイダに削除を求める措置をとる。その際は、郡山市の法務局等の協力を求める。
- 児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに郡山警察署に通報し、適切な支援を求める。市教育委員会に報告するとともに、郡山二中、近隣小学校にも連絡を入れる。
- 情報セキュリティポリシーに係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。保護者に対しては、関係機関と連携して、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

6 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】いじめにより～

- 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
- 当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

＜重大事態と想定されるケース＞

- 児童が自殺を図った場合×身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合×精神性の疾患を発症した場合

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- 本校いじめ発見時の緊急対応会議のメンバーを母体に、郡山市教育委員会の指導・支援を仰ぐ。
- 具体的な調査組織の構成員については、郡山市教育委員会の指示を仰ぐ。
(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー等)

(2) 校内の連絡と報告体制について

- 校内における連絡・報告体制は、いじめ発見時の緊急対応会議の報告体制及び「本校緊急対応マニュアル」内の「学校事故対応マニュアル」に基づいて行う。

(3) 重大事態の報告

- 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに郡山市教育委員会に報告する。
(市教育委員会は、郡山市長に報告する。)

(4) 外部機関との連携

- 郡山市教育委員会の指示のもとに、郡山警察署、児童相談所と連携を図る。
- 指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

7 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターの機能を十分に活用し、とらえられたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。
- スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターは、必要な場合は、本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。(報告窓口：教頭、教務→生徒指導主事へ)

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - ・ 職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用
 - ・ 事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告

8 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に定期的に位置付ける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- P T Aと連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係り、講師を招聘して研修会を実施する。
- いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- 教員研修担当の教頭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

9 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
 - ・ 短期評価→ステージ毎の定期的な児童アンケートや情報交換、などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善
 - ・ 中期評価→各ステージ内で、児童へのアンケート調査、教職員による取り組み評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善し、個人面談や学校評価当で得られた情報を分析して改善
 - ・ 長期評価→中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善

10 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- 本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- 一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
- 取りだし指導や研修参加時の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 担任力の向上

- 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- 授業のめあてを明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- 日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

(3) スポーツ少年団等との連携

- スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、本校スポーツ少年団本部や各団の関係保護者をとおして連携や共通理解を図る。
- 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

(4) 町内会や子ども会等との連携

- 子ども育成会主催の行事や地区の夏祭り等の行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- 問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

1 1 年間実施計画 ※生徒指導との連携した年間計画

月	生徒指導・児童会関係	いじめ防止対策
4	○ 生徒指導全体会（月1回）の開催「職員会議」 ・ 校内生活指導の確認と徹底 ・ 校外生活指導の確認と徹底	
5	○ 校内生徒指導部会の開催（月1回） ・ 当該諸問題における担当者会議 ・ 事例研修会 ○ 児童理解全体会（5月） ・ 支援必要児童の共通理解と支援体制の確認	
6	○ いじめ根絶強化月間 ・ いじめ防止標語・ポスター募集等 ・ 運営委員会による全校生への呼びかけ	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> ① 1回目：6月 「困りごと調査」の実施 </div> ・ スクールカウンセラーとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・ いじめ根絶チーム会議 ・ ケース会議の開催 「いじめチェックリスト：教師用」（7用） ・ 児童及び学級集団の把握と対策
7	○ 校外生活指導の徹底 ・ 夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	
10	○ いじめの具体例等による事例研修会	
11	○ 教育相談の実施 ・ 全児童を対象に各検査及び資料をもとにしながら全保護者との2者面談を実施する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> ② 2回目：10月 「こまりごと調査」の実施 </div> ・ スクールカウンセラーとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・ いじめ根絶チーム会議 ・ ケース会議の開催
12	○ 校外生活指導の徹底 ・ 冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	
2	○ 校外生活指導の徹底 ・ 学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	
3	○ 年間実施計画の見直しと改善 ・ 教育課程編成会議等による担当者会議	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> ③ 3回目：2月 「こまりごと調査」の実施 </div> ・ スクールカウンセラーとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・ いじめ根絶チーム会議 ・ ケース会議の開催

※ 教育課程の「総合的な学習の時間」「道徳」「学級活動」等のそれぞれの年間計画に位置付けて予防的な指導を推進する。（具体的な計画は平成27年度教育課程から）

【 いじめ防止対策における概略図 】

